

平成 17 年 11 月 16 日 (水)

法教育推進協議会（第 3 回）資料

中央区立銀座中学校
仲村秀樹

1. 大阪府高槻市立阿武野中学校（文部科学省指定校）の研修会参加報告

(1) 「ごみ収集に関するルールをつくろう」の模擬授業

(2) 研修会報告内容

- ① 法教育の構造－はじまりは、「ルールづくり」
- ② 「ルールづくり」に関する教材
 - ア 「ごみ収集に関するルールをつくろう」の指導事例
司会進行シート
 - イ 「マンションのルールをつくろう」の指導事例
考える視点シート
- ③ 「司法」に関する教材
- ④ 生徒の変容
 - ア 「ごみ収集に関するルールをつくろう」の事例に関して
ごみ出し感想レポート
ルール評価ワークシート
 - イ 「マンションのルールをつくろう」の事例に関して
- ⑤ 質疑・応答
 - ア 「私法」に関して
 - イ 「司法」に関して

2. 法教育を推進するにあたって

(1) 中学校社会科公民的分野以外の取り組みの必要性

- ① 特別活動との関連
- ② 「総合的な学習の時間」との連携

(2) 留意点の重要性

- ① 「ルール評価」の視点の不可欠さ
 - ア おさえるべき留意点の明確化
静岡大学附属島田中学校他の実践（法教育推進会議（第 2 回）資料）
- ② 授業用シートの活用の視点
 - (司会進行シート・考える視点シート・ごみ出し感想レポート etc)
- ③ 教師向け留意点の重要性

- ③ 事例の望ましい解決策（ルール）を作成し表現させる。
- ④ 作成したルールについて、合理的に考察し評価することができる。

○ 単元の位置付け

「ルールづくり」の単元は、要領の大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で実施する。

学習は3~4時間で編成しており、第1プランと第2プランの2種類のプランを作成した。

第1プランは、「ごみ収集に関するルールをつくろう」と題して3時間で構成し、第2プランは、「マンションのルールをつくろう」と題して4時間で構成した。

なお、第2プランの1時間目はルールの機能、望ましいルールの要件を理解するための授業となっており、第1プランの1時間目としても適用することができる。

○ 単元の指導計画

ア 第一時 「ごみ収集に関するルールをつくろう」

第一時の授業では、「ごみ収集に関するルールをつくろう」というテーマのもと、町内会で起こった、ごみ収集場所をめぐる紛争の解決策を考える。具体的には、実際に、ごみ出しの経験をした後、架空の町内会を設定して、利害が対立する幾つかの立場に立って、ごみ収集場所をどこにするか考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- ごみ出しについて自分の経験を報告する。
- 良いルールの条件を考える。
- ごみ収集場所をどこにするかを幾つかの立場に分かれて考える。

イ 第二時 「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」

第二時の授業では、「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」というテーマのもと、第一時の授業でそれぞれの立場に立ってつくったルールを提案する。具体的には、それぞれの立場から町内会規約案を提案し、話し合い活動を行って望ましい町内会規約を検討する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

- それぞれの立場から町内会規約案を提案する。
- パネルディスカッション形式で話し合う。

- 生徒が各自で望ましい町内会規約を検討する。

ウ 第三時 「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」

第三時の授業では、「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」というテーマのもと、町内会のごみ収集場所をめぐる紛争の解決策のためにつくったルールを一定の基準から評価する。具体的には、町内会役員の役割を担当したグループが作成したルールを評価し、この評価を前提に生徒各自がごみ出しのルールを作成する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようなになる。

- 町内会役員の役割を担当したグループが作成した町内会規約を発表する。
- 発表された町内会規約が望ましいルールかどうか評価する。
- 生徒各自が望ましいと考えるルールを作成する。
- ルールの機能、望ましいルールの要件を確認する。

(2) 「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」の概要

ア 第一時 「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」

第一時の授業では、「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」というテーマのもと、日常生活に見られるルールの中で受け入れることのできるルールとは、どのようなものかを考える。具体的には、生徒が日常生活の中で出会うトラブルを解決するルールを想定し、その適否を考えることを通して、ルールの機能と望ましいルールの要件を考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようなになる。

- ルールは何のためにあるか考える。
- ルールの具体例を検討する。
- それぞれのルールの問題点を考える。
- ルールの問題点をどのように改善すればよいか考える。
- ルールが適正となる要件を整理する。

イ 第二時 「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」

第二時の授業では、「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」というテーマのもと、架空のマンション住人間の紛争を設定し、解決のためのルールを考える。具体的には、マンションでのペットの飼育について紛争が発生していると想定し、その紛争を解決するルールを考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようなになる。

- マンションでのペットの飼育について住人間に紛争が生じていることを確認す

10月21日阿武野中学校校内研修会	「ルールづくり」の授業について
講師 仲村秀樹先生（銀座中学校）	
参加者 阿武野中学校教員	報告者 松本九重郎
1. 校長挨拶	
2. 仲村先生による教員対象の模擬授業（ページは「はじめての法教育」）	
a、1時間目	
<ul style="list-style-type: none"> ・P46を見る。1週間ゴミ出しをしてレポートをしてから授業になる。授業の最初に報告させる。 ・ゴミ収集場所をどこにつくるか。（準備物、大きな地図を後ろの黒板に貼っておく） ・P55のワークシート2を読ませる。（最初は生徒を前向きのままにしておく。）班を分けておく。 ・各班にどの登場人物になるか希望を聞く。第三希望まで聞き、黒板に書き、決めていく。（各自の主張を読ませる） ・（各班ごとになる）各班がその立場で解決策を考える。ワークシート3を完成させる。町内会役員の班は司会進行の要領を理解しておく。 	
b、2時間目	
<ul style="list-style-type: none"> ・（顔が見えるように机を丸くする。三角柱で各班の名札をつくり、班の前に置く。） ・班ごとに司会にしたがって、ゴミ置き場の場所とルールおよび理由を発表する。 ・A班（川上）の主張は山村さんが間違えて捨てた。長くゴミ置き場にされて耐えられません。太田さんとは仲いいので、そこにはせず、もめついでに山村さんの前にしたらよい。ルールはゴミを分別し、曜日を守り、回収の時間にだす。後片付けは当番でしたらよい。 ・C班（山村）引っ越してきたばかりで、訳がわからなかった。慣れている川上さんの前でよい。ルールは時間を守る。掃除を輪番です。わかりやすいように看板を立てる。捨てる人は町内の人人に限る。 ・B班（田中）新しい建て売りもできるし、ルールを守らない人も増えるし、人数も増えているので、山村さんのところにだす。時間は7時からにする。掃除、分別は当然で、袋の口もしめる。 ・D班（山本不動産）区画整理している。従来どおり川上さんのところにする。そのように町内会から聞いていた。掃除とかは当番制にする。 ・F班（太田さん）今までどおり川上さんのところ。ルールは8時までに出す。分別はちゃんとする。曜日を間違えない。掃除は輪番にする。長年そこだし、場所も真ん中でいい。 ・質問、川上の立場から、山村さんがきて、間違えたし、山村さんのところでよい。 ・質問、新しい住民の人は知らなかつたのですか。山本不動産はちゃんと説明したと答え、る。 	

山村は知らないと答える。川上はそういう人がいるから困るという。

c、3時間目

- ・2時間目の後、町内会役員班は、解決策を考えておく。
- ・町内会に解決策
不燃物は川上さん。可燃物は山村さん。リサイクル・大型ゴミは太田さん。ルールは曜日を守る。時間は7時から8時。後片付けは札を回して輪番です。
- ・ルールの評価に入るとき、名札は回収しておく。立場を離れてする。ワークシートに記入する。机間巡視のときに、BやCの生徒を見つけておいて意見を出させる。
- ・川上班からの提案として、3カ所を一定期間でまわした方が公平というのがでた。
- ・不動産屋は1区画町内会で買って、ゴミ置き場作ればよい。

3、講演

この本は、憲法、私法、司法も最初にルールをつくる必要があるかどうかから入っている。この本自身、ルール作りから入って、私法、憲法とすすみ解決できないときに司法、裁判となるように展開している。

P41の④、⑤、⑥が大切。ルールを学ぶということは、作るから、守るそして変える必要があれば変えるという概念を教えることにねらいがある。テーマをつけるとすれば「ルールは必要な？」がよい。

振り返りシートP60～61が大切。ルール評価の①～④は法律を作るときの8個の条件から厳選した。ルールを評価し、これでいいのか考えることが、ルールや法に対する見方で大切。

町内会が決めることにしたことで、手段の妥当性？手続きの公平性に注目できるようにしている。マンションの方は、ルールの機能を最初に学ぶ。そして多数決で決める。手続きの相当性を保障している。

公平で自由な社会を作るためのルール作りの授業は、このルールの評価をすることでルールとはどういう物かわかつていく。

ある程度の臨場感をもたせる。現実すぎてもだめだし、立場がとおすぎても盛り上がらない。P20の生徒感想のような成果が出ている。

生徒に、ルールはどうやって作るか。そして、守る。守るから変えるへと考え進んでいくように学ばせてほしい。

司法については、対等な市民がどのように解決するかという視点で考える。けんかの事例では、登場人物が民事裁判の原告、被告、裁判官にあたる。公平に解決するために、話し合うことが大切。どうしても話し合いで解決できないとき、裁判にする。日本社会がルールで成り立ち、その法律のなかで解決していくことを学ぶ。

資料「静岡大附属島田中学」の報告について

この実践の後のアンケートで、「ルールを守る」「責任を果たす」が多くなっているのはルールづくりの授業の後としては考えさせられる。ルールはあるもの、守るもの、責任ある

ものと教えたからだろう。第1時で極限状態を設定している。第2時で修学旅行が迫っているときに、そのルールをしても現実的すぎて、守らなければならないになってしまっている。第3時で責任をしているから、このような結果になったのだろう。

ルールは場合によってはいいほうがよい。実際にはやむをえず作っている。みんなで作って、だから守って、あわなければ変えることを学ばせてほしい。自分たちで、自由で公正で、平等な社会を作っていくのである。

教材は、架空で考えて、実際にありそうなものにした。あまり身近になると、修学旅行の例のように、建前が先行させがちになる。

手続きの公平性を考えてほしい。ルールを作るとき、ルールを作る主体に生徒がなって欲しい。

<質問に答えていただく>

質問「町内会役員が難しい。どの班に役員会をするか事前に決めておいていいか。」

答え「あまり気にしていない。けっこうできるものです。司会はしやすいように、進行シートを作った。」

質問「班ですると、切り替えができないときがあるがどうしてらしいか。」

答え「座席を前に向けてしまって切り替える。また、名札の三角柱を回収して、立場を離れるようにさせる。」

「前の黒板に役割分担を書いて、わかりやすくする。三角柱の名札をあって、どの班がどの立場かわかりやすくする。地図はかなり大きくして、うしろの黒板に貼るのがよい。」

とのできる教材を作成した。各教材と要領との対応関係は次のとおりである。

① 単元名「ルールづくり」

要領の内容「(1) 現代社会と私たちの生活」の「イ 個人と社会生活」中、「社会生活における取決め」にかかる教材

② 単元名「私法と消費者保護」

要領の内容「(2) 国民生活と経済」の「イ 国民生活と福祉」中、「消費者の保護」にかかる教材

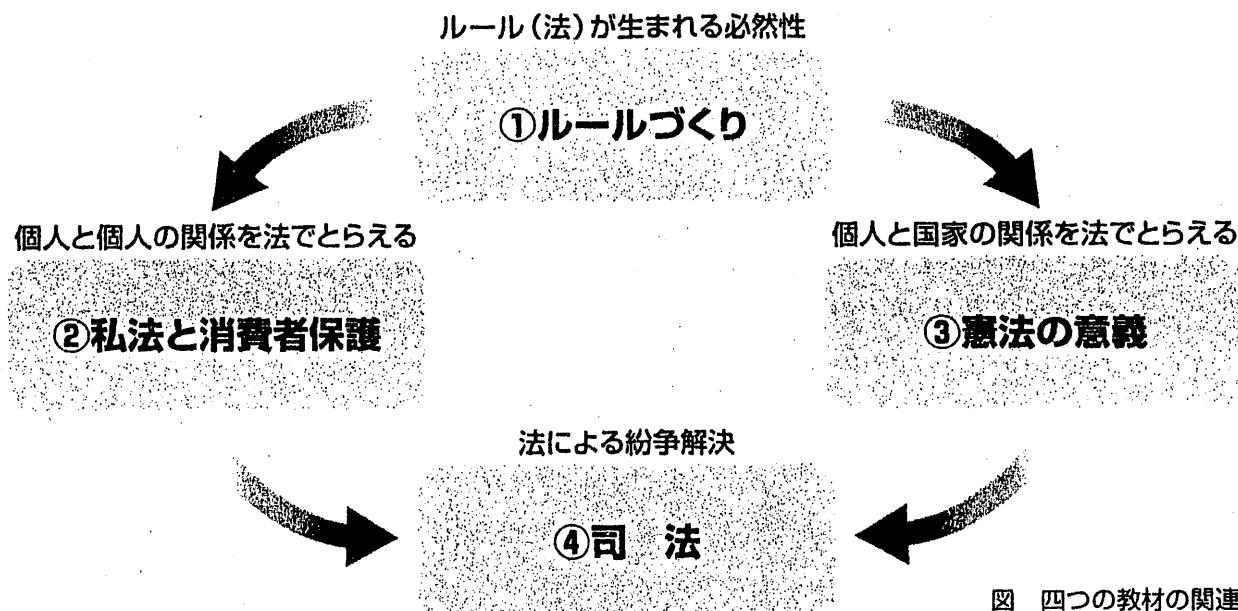
③ 単元名「憲法の意義」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」中、「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」にかかる教材

④ 単元名「司法」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「イ 民主政治と政治参加」中、「法に基づく公正な裁判の保障」にかかる教材

これら四つの教材はそれぞれ独立したものに見えるが、下の図に示したように、相互に有機的な関連を持っている。



かを検証するために、中学校（中央区立銀座中学校、新宿区立落合第二中学校、目黒区立第二中学校、筑波大学附属中学校、筑波大学附属駒場中・高等学校）に御協力いただき、各教材の模擬授業を実施した。その際に出された生徒の感想をいくつか紹介することで、法教育の意義についての生徒の受け止め方を示すこととする。

なお、授業によっては感想を得ていないものもあることをあらかじめお断りしておく。

（主）ルールづくりに関する模擬授業

ルールづくりに関する模擬授業では、生徒から次のような感想が出された。

まず、「ルールは、やっぱり必要なものだと思いました。みんなで守るものだからみんなで考える。一つひとつ解決していくことが、どれだけ大切なルールをつくったり考えたりする難しさを学びました。」「ルールを一つ決めるのに思ったよりも手間がかかったり時間がかかったりして驚きました。私たちが今まで当たり前のように感じていたルールも、つくられるまではこんなふうに手間と時間をかけてつくられていくのだと思いました。」といったように、ルールづくりのために払われる努力の重要さと、その過程に主体的に参加する意義についての感想が見られ、それを踏まえて、「ルールは、つくることも大変だけど、つくった後に守ることや必要性を感じること、目的を達成するようになると、とても重要性が高いものだと思いました。」など、ルールづくりを通じてルールを守る意識の高まりも見られた。

そして、ルールづくりの過程については、「みんなで話し合わなければ、守るのはみんななのだから、意味のないルールになってしまふから、話し合いは絶対にしなくてはいけないと思います。」などとルールづくりの過程における話し合いの重要性に着目した感想が多く見られた。

また、話し合いの場においては、「人が対立していたら、しっかり話し合うのが大切！！自分の意見をしっかり言うのも大切！」「自分の意見だけという考え方をせず人の意見も大切にするということが分かった。」といった自分の意見の主張、相手の意見の理解などについても思いを致らせた感想が見られた。

さらに、「ルールとは、自由の中でも無くてはならないものだと思う。自由の中でもルールがあるから自由でいられる。だからルールはとても大事だと思う。」「ルールは人と人とのかかわりあって生きていくために必要なものだと思う。ある程度の境界線を引いて、お互いそのルールを守って生きていくべきだ。」「ルールには限界がある、公平にするのは難しい。」「ルールが無かったらどうなるのか他の人とも考えていきた。」といったルールの存在意義について理解を深めることにより、その限界にまで

事例を取り上げて考えさせる」とされており、「例えば、生徒会の規則、ゲームやスポーツのルール又は、地域の自治会の規則など、具体的な事例を幾つか取り上げることが考えられる。それらの事例を通して、ルールや規則をつくっていくには、様々な考え方を持つ人々がそれぞれ自分の意見を説明し十分な話し合いを行って、互いが納得して合意できる内容にしていく努力が必要であることに気付かせることが大切である。また、そうしてつくられたルールや規則ゆえに互いが責任をもって守ることが大切であること、そして個人がそのようなルールや規則をつくったり、あるいはそれを受け入れていく限り、その結果について責任が伴うことにも気付かせることが大切である。」(文部省『中学校学習指導要領解説—社会編—』、以下「解説」という。)との記述も見られる。

前者の記述から以下の3点が指摘できる。

- ① 個人と社会との関係の中で、ルールがつくられていること。
- ② ルールは社会生活を円滑にするための手段であり、それを形成するのは社会の中で生きる個人であること。
- ③ ルールは個人間の合意に基づき間主観的に形成されること。

「ルールづくり」の学習においては、このような「ルールのとらえ方」を生徒に理解させることが大切であろう。また、後者の記述にあるように、

- ④ ルールは個人と社会との関係でつくられるものであり、必要が生じた場合に個人間で合意し、つくるべきものであること。
- ⑤ 自分たちでつくったルールであり、守る責任が生ずること。
- ⑥ 個人と社会との関係の中で不必要になったルールは変更又は廃止する必要があること。

などに気付かせることが大切である。このため、生徒会の規則など日常生活の具体的な事例を用いることが考えられる。

なお、ここでは社会科における、「ルールづくり」学習に焦点を絞りまとめた。中学校段階では、他に、特別活動に集団生活におけるルールに関する内容が含まれる。例えば、学級活動で、学級内の組織づくりや仕事の分担処理にかかわって、学級のルールについて話し合せたり、社会の一員としての自覚と責任の指導に際し、社会生活上のルールなどについて考えさせたりすることが考えられる。社会科と特別活動のそれぞれの特質や意義を踏まえつつ、双方の指導を関連付けることも大切である。

「ごみ収集に関するルールをつくろう」ワークシート5

町内会規約つくってみよう！

3年()組()番 氏名

1 町内会役員班の決定した町内会規約とその理由

- ① ごみ収集場所は とします。
② その理由は

です。

この状況を規約を解説してみよう。

A：はい B：どちらでもない C：いいえ

ルール評価の項目	評価結果	BかCに○を付けた理由
① ルールづくりにみんなが参加し、ルールをつくる過程に問題はありませんか？	A B C	
② 立場が変わってもその決定は受け入れられますか？	A B C	
③ そのルールはいろいろな解釈ができませんか？	A B C	
④ ごみ収集場所の問題を解決するという目的を実現するため適切な手段ですか？	A B C	

3. 頃で話した結果はどのようなものでしたか。

「マンションのルールをつくろう」ワークシート1

3年()組()番 氏名 _____

身の回りにあるルールについて考えてみよう！

1. 自分の身の回りにあるルールを、いくつか書いてみよう。

.....
.....
.....

2. ルールは、何のためにあると感じますか。自分の考えを書いてみよう。

.....
.....
.....
.....

3. 鍵承されたら、A・B・Cのルールを、あなたは受け入れることがで出来ますか。その理由も書いてください。受け入れられない場合、受け入れられるルールに替えるにはどのようにすればよいですか。改正案を書いてください。

		理 由	改 正 案
A	受け入れられる
	受け入れられない
B	受け入れられる
	受け入れられない
C	受け入れられる
	受け入れられない

4. 転居や新規入居のときなどは、受け入れることがで出来ますか。

.....
.....
.....
.....

「マンションのルールをつくろう」ワークシート4

3年()組()番 氏名 _____

マンションの問題を解決しよう！

A：はい B：どちらでもない C：いいえ

	ルール評価の項目	評価結果	BかCに○を付けた理由
A	B	C	
1	誰が読んでも同じように読み取ることができる。	A B C	
2	解決策を決定する過程でみんなが参加している。	A B C	
3	自分の置かれている立場が変わっても受け入れができる。	A B C	
4	マンション問題を解決するという目的を実現するのに適切な手段である。	A B C	

2 今まで準備した解決策（ルール）を実際に実行するときの感想を記入してください。

.....

.....

.....

3 今まで準備した解決策（ルール）を実際に実行するときに問題が発生するところを記入してください。

.....

.....

.....

4 何でもいい人間関係が入った上で、次のルールを実行するときに問題が発生するところを記入してください。

.....

.....

.....

「ごみ収集に関するルールをつくろう」ワークシート4

3年()組、()番 氏名 _____

司会進行シート (町内会長・役員班専用シート)

1 司会班の自己紹介

司会は、以下の役割分担をしています。

- ① 解決策発表担当の()です。
- ② 質疑・応答担当の()です。
- ③ 解決策の検討担当の()です。
- ④ 記録担当の()です。

2 立論

(1) それぞれの立場の町内会規約案を発表してもらいます。その際、次の3点をはっきりさせて発表してください。

- ① ごみ収集場所をどこにするのか。
- ② ごみを出す時のルール（守らなければならないこと）は何か。
- ③ 以上①、②の理由は、どういうことか。

(2) では、次の順番で発表してください（対立する主張のある人を順番に）。

- A ごみ収集場所近くに住む川上さん
- C 新しく引っ越してきた山村さん
- B 古くからの住人の田中さん
- D 不動産屋の山本さん
- F 商店街の商店主の一人の太田さん

3 質疑・応答

それでは、A、C、B、D、F各班から、それぞれ質問や疑問はありませんか。

[特にないようなら、A班はありませんかと、各班それを指名する。]

4 町内会規約案の検討

(1) では、ロールプレイング（役割演技：各立場での発表）を終わって、一人ひとり個人として自分の支持する町内会規約案を考えてください。

(2) それでは、考えるのをやめてください。途中の人もお願ひします。続いて、クラス全体で話し合いたいと思います。自分の考えのある人はいませんか。

[特にないようなら、まず、A班（川上さん）の主張を支持する人はどうですか。逆に、C班（山村さん）の主張を支持する人はどうですか。と各人をそれぞれ指名する。]

*町内会役員班として、自分たちで最終的に町内会規約を決定するため、様々な意見を出してもらうようにする。

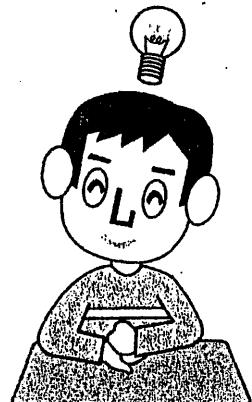
「マンションのルールをつくろう」考える視点シート

3年()組()番 氏名

考える視点シート

★ 2時間目に考えた解決策（ルール）を、次の視点から再検討してみよう！

1 その解決策で不利益を受けるのは誰か。



2 その解決策では、どのような不利益を受けるのか。

3 その解決策で利益を受けるのは誰か。

4 その解決策で、どのような利益を受けるのか。

5 その解決策は、どのような目的の達成を目指しているのか。

6 その目的を達成するために、もう少し不利益の少ない方法はないのか。

7 その解決策は、ルールとして明確か。

8 解決策（ルール）をつくる過程に問題はないか。

9 解決策（ルール）は、みんなに平等であるか。

高槻市立阿武野中学校

法教育の取り組み計画案

1. 夏休み中の取り組み

出張

7月27日～28日 東京、筑波大附属駒場中学校、銀座中学校 坂梨、松本

8月4日 船岡弁護士事務所（取り組み協力相談） 松本

8月20日 東京 日弁連、教員セミナー 高垣、三宅または松本

研究冊子の原稿づくり

1. 社会、公民授業の学習活動案（ ）（ ）

2. 家庭科での法教育の学習活動案？（ ）（ ）

2. 夏休み中の生徒の動き

8月26日（金）裁判傍聴 生徒17名 引率 高垣、松本

8月25日傍聴の事前学習 9時

3. 「はじめての法教育」検証案

①「ルールづくり」

2年生社会で実施

9月に3時間実施

計画案8月中に作る

②「司法」

3年社会で実施

10月後半から11月にかけて、4時間

計画案9月中に作る

③「契約とは何だろう」

2年家庭科 10月～11月ころ

4. 生徒の12月10日の事前学習（3年生）

社会で

「はじめての法教育」の司法をする。（上記）

教科書で裁判について学ぶ

平成17(2005)年10月20日

関係各位の皆さんへ

高槻市立阿武野中学校
校長 金 築 明 夫

第8回地域教育集会のご案内

秋冷の候、皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、本校教育にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本校では、12月10日に第8回の地域教育集会「市民と共に法教育の授業を創る～迫りくる裁判員制度を前に」を開催させて頂きます。今年度、本校では文部科学省の研究委嘱をうけて、法教育の教材開発の研究に取り組んでおります。弁護士をはじめとする法曹関係者等の協力をえて研究をすすめており、その授業を公開させて頂くことを計画いたしております。ぜひ、多くの皆さまにご参観をいただき、ご指導・ご講評頂きますようよろしくお願ひいたします。

記

日時	平成17(2005)年12月10日(土) 午前9時より午後3時(予定)
会場	高槻市立阿武野中学校 体育館および各学年教室 高槻市氷室町5-7-1 最寄りの駅および交通機関 JR「摂津富田駅」または阪急「富田駅」下車。高槻市バスで「奈佐原行き」または「萩谷行き」で南平台西口下車 徒歩3分
内容	I部(午前の部) ・1年生 ルールづくりの授業 法教育研究会の『はじめての法教育』の検証として実施する「マンションのルールをつくろう」の授業の公開 ・2年生 ルールづくりの授業 法教育研究会の『はじめての法教育』の検証として実施する「ゴミ収集に関するルールをつくろう」の授業の公開 ・3年生 模擬裁判の公開 法曹関係者の演じる模擬裁判の裁判員に生徒・保護者がなる予定 II部(午後の部の前半) Ab uno Performance Art 1年生の全体合唱発表 2年生のウェーブの踊り発表 プラスバンド部演奏 III部(午後の部の後半) ・各学年の取り組み報告 ・弁護士による講評 ・弁護士による講演「法教育と裁判員制度について」
参加費	無料

※当日は、お車でのご来校はご遠慮下さい。また、上履きをご持参下さい。

※ご質問、ご不明な点がございましたら、TEL 072-693-0421 阿武野中学校までお知らせ下さい。

基本的人権の尊重との日本国憲法

憲法とは何か？

3年()組()番 氏名(仲村 記入例)

1. 憲法とは何でしょう？

国的基本法 国の最高の法律 国のきまり etc

2. 憲法に規定されていることは？

- (1) 民主主義…① 国政治の在り方はみんなで決めようということ（第1時）。
- ② 国民によって選ばれた代表者といえども、みんなで多数決によって決めてはならないことがあるということ（第2時）。
- (2) 個人の尊厳…②とは個人の尊厳にかかわること＝基本的人権にかかわること
- (3) 基本的人権の尊重
…国民一人一人の基本的人権は尊重されなくてはならず、国民みんなが、多数決によってのその人権の核心を制約してはならないということ。
- (4) ①「決めてよいことを、だれがどのように決めるの？」→ 立法権（国会）
 ②「決めたことを、誰がどのように実行に移すの？」→ 行政権（内閣）
 ③「決めてよいことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するの？」
 → 司法権（裁判所）

3. 立憲主義

国民によって選ばれた代表者といえども、この憲法に従わなくてはならないこと
日本国憲法はそのようになっているの？

4. 日本国憲法の三大原則とは？

① 国民主権 : ② 基本的人権の尊重 : ③ 平和主義

5. 日本国憲法の章立てを予測しよう。

第1章 天皇 : 第2章 戦争の放棄（平和主義）

第3章 国民の権利および義務（基本的人権の尊重）: 第4章 国会

第5章 内閣 : 第6章 司法（裁判所）: 第7章 財政

第8章 地方自治 : 第9章 改正 : 第10章 最高法規 : 第11章 補則

6. 日本国憲法の意義をまとめよう。

基本的人権の尊重、国民主権、平和主義（3大原則）と、
三権分立を基本とする政治の仕組み（統治機構）とを定めたものである。

- ◎ 日本国憲法第10章「最高法規」の条文を読み、その内容の概要を簡潔にまとめ、日本国憲法の意義を確認する。
- この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。
- この憲法は、国の最高法規であり、どのような法律も、これに反してはいけない。
- この憲法を守る義務は、天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員（=国の政治を行う権力者）にある。

4. クラス討論を踏まえ、あなたはどう考えますか。

川上さんとお隣の森田さんの会議	
川上さん	森田さん

5. あなたの考える町内会規約案を書きなさい。

① ごみ集積所の場所は

川上さんの家の前

とします。

② ごみを出すときは、以下のことを守らなければなりません。

- 1. 掃除当番を決める (川上さん以外)
- 2. 決められた時間にゴミを出す
- 3. ネットをつける

ホヌタ・イランズ、ホイキ合での呼びかけ

臭いがしないよう各家庭で何がやる→ストップ→トライ

③ 以上の理由は、

1年間ずっとに場所をかえるという苦しみがあったけど、ゴミ置き場に満てたる人も、近い人など車等じゃまいし。今年は、〇〇人への影響など、対応するの大変。だから、今までどうり、川上さんのところで、ゴミ置き場が家の前にあって、臭いとかあるから、川上さん以外、掃除をすれば平等に扱われるのです。

6. あなたの考えた町内会規約案を評価してみよう。[A : はい B :どちらともいえない C :いいえ]

ルール評価の項目	評価結果	○をつけた理由
① ルールを作る過程に問題はありませんか?	(A) B C	ほほ、みんな、老人が取り入れられているから
② ルールを作ることで問題を解決することができますか?	(A) B C	川上さんが苦労するだけでなく、町内の人全員が喜んで考えるところはほほながら
③ どのような内容かすぐに意味が分かりますか?	(A) B C	分かりやすさはいいけど、取り組める…
④ 誰でも等しくそのルールは当てはまりますか?	(A) B C	川上さんも、町内の人も、掃除をすることでより平等になります。
⑤ ルールを作ったことでどのようなことが起こりますか?	A B C	うすく、川上さんも、町内の人も、掃除をすることが増えて、より平等になります。
⑥ ルールの効果はありますか?	(A) B C	時間が決められるによって、ゴミが置かれる時間が減って、臭いも減る。
⑦ あなたはそのルールを守れますか?	(A) B C	たぶんも守れません。
ルール評価の項目	評価結果	○をつけた理由
⑧ あなたはこのルールを変えたり、廃止したりしますか?	A (B) C	まだ問題が未だない。町内の人で話し合ってルールを変えるほうがいいから。

7. これからルールについてどのように考えていきますか。

ルールは個人的に作るものではなく、多くの人の話し合いでまとめて決めてました。だから、どうして、このルールができたのか、このルールがどのように意味を考えて、ルールを守っていましたか。そして、ルールがよいかどうかは、他の人にも考えていました。

1週間ゴミ出し感想レポート

僕は今階のアパートに住んでいます。そして、一週間、夕方を中心として可燃物と不燃物とに分けました。しました。最初に僕は「まだ回収日が近づいた」ということを知りました。僕の回収場所は可燃が木・土不燃が金資源が月曜日でした。そして、最も驚く感じました。他の出しあげます。僕の回収場は倉庫のようになります。中に入り、「まだ」ですが、自貢を持たない人が中に入ります。扉の前に積むるようになります。どうやらやむをえるのだと云ふのが「はれ」「はれ」ではなく、マナーだと思います。一人でも多くの人が気づき、少しでもこの環境

1週間ごとに出し感想レポート

第2章 人間の尊重と日本国憲法 1. 個人と社会生活

「マンションの問題を解決しよう—マンションのルールをつくろうー」

3年 組 番 氏名

ワークシート1 身の回りにあるルールを見つけ評価しよう！

1. 自分たちが住んでいる地域社会の中で、どんなルールがあるだろうか。グループ内で、

2つくらい出し合い、次の①～⑤の問い合わせに対して話し合ったことを書き出してみよう。

ルール名	電車内での携帯電話のマナー	信号は青でやたら
①誰がルールをつくったのか。	電車会社がいい。ほいあつよ	
②ルールがなかつたらどうなるのか。(ルールの目的は何か)	体の悪い入りペーストーカーなどに影響を及ぼさないようにするために。	人間と車がぶつからないようにするため。事故になると渋滞になるから。
③誰がルールを守らせているのか。	電車会社の人。 まわりの人。	警察官
④⑤の立場の人は、なぜそういう権限をもっているのか。	電車を管理しているから。	警察の人は、住民の安全を守るためにいるから。
⑤守らない人はどうなるか。	回りにいたらまゆる。	注意される。

2. 1で出したルールは「良いルール」なのか「悪いルール」なのか。また、それはなぜか。グループ内で話し合い、理由を書いてみよう。

ルール名 電車内での携帯電話のマナー	良い・悪い	ルール名 信号は青でやたら	良い・悪い
理由：色々な場所でかけらるからといつて、回りの状況を見ないで個人の勝手で使うことはよくないから。		理由：歩行者のためになるから。	

3. 提示されたルールは「良いルール」なのか「悪いルール」なのか。また、それはなぜか。理由を書いてみよう。

明確性 a	良い・悪い	理由：例えば、「片づけをやる」というものならまだしも、どんな制限でいいかは、制限がないからよくないと思う。
服従可能性 b	良い・悪い	理由：校庭100周はいくらなんでもひとつずつあると思うから。
実施可能性 c	良い・悪い	理由：自分が楽でさるから。